

京丹後市告示第 号

京丹後市森林整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市森林整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、森林資源の造成及び森林の有する公益的機能の増進を図るため、京丹後市森林整備事業(以下「事業」という)に要する経費に対し、京丹後市補助金等交付規則(平成16年京丹後市規則第64号)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業、補助額等)

第2条 前条に規定する補助対象事業、補助対象経費、補助額又は補助率、補助要件及び事業主体は、別表に定めるとおりとする。

(事業の申請)

第3条 事業の申請をしようとする森林施業計画の代表者(以下「事業申請者」という。)は、事業計画を取りまとめ、森林整備事業計画総括表(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(計画の変更)

第4条 事業申請者は、事業計画内容の重要な変更の場合(施行箇所を変更する場合及び事業量の2割以上増減する場合)においては、森林整備事業計画変更総括表(様式第2号)を速やかに市長へ提出しなければならない。

2 事業申請者は、やむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、森林整備事業中止届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 事業申請者は、補助金の交付を受けようとする者を取りまとめ、森林整備事業補助金交付申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、当該年度の1月末日までとする。

(竣工検査及び補助金の決定等)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、竣工検査を実施する。

2 市長は、竣工検査調書に基づき、森林整備事業補助金交付決定通知書(様式第5号)を作成して、事業申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助額又は補助率	補助要件	事業主体
再造林	国庫補助事業である「森林整備事業（流域公益保全林整備事業又は流域循環資源林整備事業）」における再造林の査定経費	補助対象経費の5%以内	(1) 森林整備事業と同じ。 (2) 森林整備事業で採択されたものに限る。	森林施業計画の代表者
間伐	国庫補助事業である「森林整備事業（流域公益保全林整備事業又は流域循環資源林整備事業）」における間伐の査定経費	補助対象経費の20%以内	(1) 森林整備事業と同じ。 (2) 森林整備事業で採択されたものに限る。	森林施業計画の代表者
間伐材の運搬	森林組合が間伐材の流通促進のために行う山土場から市場までの運搬経費	府単費事業である「間伐材循環利用促進事業（原木運搬費助成事業）」の標準単価を用いて算出された査定経費の50%以内	(1) 森林整備事業で採択された間伐による材の運搬に限る。 (2) 間伐材の搬出事業については、京都府間伐材循環利用促進事業のうち、原木出材費助成事業の補助金を受けなかったもののみを補助対象とする。	森林施業計画の代表者
森林施業路の開設	府単費事業である森林施業省力化促進事業における森林施業路開設の査定経費	補助対象経費の50%以内	(1) 森林施業省力化促進事業と同じ。 (2) 森林施業省力化促進事業で採択されたものに限る。	森林施業計画の代表者

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

事業申請者 住所
氏名

印

森林整備事業計画総括表

京丹後市森林整備事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり森林整備事業計画を取りまとめ、報告します。

記

計 番	画 号	林 班	所 有 者	造 林 種 別 (再造林・間伐・搬出事業計画)											備 考	
				再 造 林			間 伐				搬 出					
				件 数	樹 種	面 積 ha	面 積	間 樹	伐 種	単 価 円	金 額 円	材 積 m ³	単 価 円	金 額 円		

(注) 施業路の様式は、別に定める。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

事業申請者 住所
氏名

印

森林整備事業計画変更総括表

京丹後市森林整備事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり森林整備事業計画の変更を取りまとめ、報告します。
記

計 番	画 号	林 班	所 有 者	造 林 種 別 (再造林・間伐・搬出)変更事業計画										備 考	
				再 造 林			間 伐				搬 出				
				件 数	樹 種	面 積 ha	面 積	間 樹	伐 種	単 価 円	金 額 円	材 積 m ³	単 価 円		金 額 円

(注) 施業路の様式は、別に定める。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

事業申請者 住所
氏名

印

森林整備事業中止届

年 月 日付け第 号で事業承認のあった森林整備事業のうち、下記造林地については、下記理由のため事業を中止したいので、京丹後市森林整備事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により、届け出ます。

記

理 由

計 番	画 号	林 班	所 有 者	造 林 種 別 (再造林・間伐・搬出事業計画)											備 考	
				再 造 林			間 伐				搬 出					
				件 数	樹 種	面 積 ha	面 積	間 樹	伐 種	単 価 円	金 額 円	材 積 m ³	単 価 円	金 額 円		
						ha			ha		円	円	m ³	円	円	

(注) 施業路の様式は、別に定める。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

事業申請者 住所
氏名

印

森林整備事業補助金交付申請書

下記のとおり森林整備事業を終了したので、補助金を交付されるよう京丹後市森林整備補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、申請します。

記

計 番	画 号	林 班	所 有 者	造 林 種 別 (再造林・間伐・搬出)変更事業計画											備 考
				再 造 林			間 伐				搬 出				
				件 数	樹 種	面 積	面 積	間 樹	伐 種	単 価	金 額	材 積	単 価	金 額	
						ha		ha		円	円	m ³	円	円	

(添付書類) 事業精算書、写真及び施業位置図

(注) 施業路の様式は、別に定める。

様式第5号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

京丹後市長

印

森林整備事業補助金交付決定通知書

年度 月 日付けで申請のありました森林整備事業補助金について、次のとおり決定しましたので、京丹後市森林整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、通知します。

計画番号	事業箇所	樹種	造林内容				査定				決定補助金額	備考	
			事業種別	面積	本数	単価	金額	面積	本数	単価			金額
				a	本	円	円	a	本	円	円	円	

(注) 施業路の様式は、別に定める。